平成30年　12月7日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

見落とされがちな印紙税

印紙税の特色として、取引や契約に伴って作成される文書に対して課税される文書課税になります。
一つの取引であっても、あるいは一連の取引に関するものであっても、課税文書が作成される限り、
何回でもすべて課税されてしまいます。

課税の対象となる文書には、契約書などのタイトルによらず、契約書等に記載された内容が印紙税の課税事項
（課税物件表に掲げる文書により証されるべき事項）を証明する目的で作成された文書であれば、印紙税の課税対象になります。
要約すると、契約書等の内容が課税物件表の1号文書から20号文書に該当すれば、課税対象になります。

印紙税でよく見落とされがちな文書は、請負に関する契約書で2号文書のみで課税判定行い、
7号文書（継続的取引の基本となる契約書、下記※参照）の課税判定を見落とすケースです。
例えば、請負に関する契約書で記載金額のない契約書に関しては、7号文書に該当するケースがございます。

又、加工指図書など一見、1号文書から20号文書に該当しない記載内容であっても、『見積書№』や『約款のとおり』などの
記載により見積書などから一部内容を引用する規定もあり、課税対象になる恐れがございますので、注意が必要です。

さらに、請求書などに『済』などの記載をしている場合に、その『済』の記載が領収書等の代わりをするように、
契約の当事者間において金額の受領を証明するもととして合意している場合には、
17号文書（売上代金に係る金銭等）に該当します。

※7号文書（継続的取引の基本となる契約書）
特定の相手方との間において継続的に生ずる取引の基本となる契約書のうち、次に掲げるものを言います。
（契約期間の記載のあるもののうち、当該契約期間が3月以内であり、かつ、更新に関する定めのないものを除く。）
・売買取引基本契約書や貨物運送基本契約書、下請基本契約書などのように、営業者間において、売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負に関する複数取引を継続的に行うため、その取引に共通する基本的な取引条件のうち、目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうち1以上の事項を定める契約書
・その他・・・割愛

などなど、最近では業務委託契約書など請負契約か委任契約か判別が困難な契約書が多くございます。
契約書の数量が多量になる場合や印紙税額が多額になる場合には、慎重に判断して頂くことをお勧め致します。

文責　　（経営支援　第2課　平井勝也）